

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>九番五地先まで</p> <p>同市大字上新郷字西福寺七〇六</p>	<p>羽生市大字上新郷字西福寺七〇 六八番一地从ら</p>	<p>区 間</p>
<p>九一・四〇〇 一三六・〇〇</p>	<p>九一・四〇〇 一四二・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五五・四〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>国 の 首 都 圏 氾 濫 区 域 堤 防 強 化 対 策 工 事 に よ る。</p>		<p>備 考</p>